

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 20 年政令第 123 号）の一部の施行に伴い、旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、下記のとおり定めたので、<u>平成 28 年 2 月 19 日</u>から、これにより実施されたい。 記 第 1 目的 （省略） 第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（省略） 第 3 申告の対象等 1 申告対象 旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）が、次のいずれかに該当する支払手段等（支払手段又は証券をいう。以下同じ。）又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。 （1）携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額（支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第 10 条第 2 項各号に定める方法により計算した額の合計額）が 100 万円（<u>北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 10 万円</u>）に相当する額を超えるもの。	支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 20 年政令第 123 号）の一部の施行に伴い、旅客又は乗組員の携帯品のうち外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第 2 号に掲げる貴金属に該当するものの輸出入許可に係る要領について、下記のとおり定めたので、<u>平成 26 年 7 月 4 日</u>から、これにより実施されたい。 記 第 1 目的 （同左） 第 2 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（同左） 第 3 申告の対象等 1 申告対象 旅客又は乗組員（以下「旅客等」という。）が、次のいずれかに該当する支払手段等（支払手段又は証券をいう。以下同じ。）又は貴金属を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合。 （1）携帯して輸出し、又は輸入しようとする支払手段等の額（支払手段が二以上ある場合、証券が二以上ある場合又は支払手段及び証券が合わせて二以上ある場合には、それぞれの価額として外為省令第 10 条第 2 項各号に定める方法により計算した額の合計額）が 100 万円に相当する額を超えるもの。

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(2) (省略) 2 申告者 (1) ～ (3) (省略) 3 申告書の受理及び許可 (省略) (1) ～ (4) (省略) 4 申告書の記入要領 申告を要する旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。 (1) ～ (2) (省略) (3) 1の「(1) 支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては 10 万円 <u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 1 万円)</u> 未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては 10 万円 <u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 1 万円)</u> 相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。 (4) ～ (5) (省略) (6) 1の(1)「合計金額」欄は、100 万円 <u>(北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては 10 万円)</u> 未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。 なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲覧に供しておくこと。	(2) (同左) 2 申告者 (1) ～ (3) (同左) 3 申告書の受理及び許可 (同左) (1) ～ (4) (同左) 4 申告書の記入要領 申告を要する旅客等が申告書を作成するに当たっては、申告書様式の裏面「記入要領」に留意の上、記入する。この場合において、申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して申告を行うに当たっては、「電算関係税関業務事務処理要領」に留意の上、入力する。 (1) ～ (2) (同左) (3) 1の「(1) 支払手段又は証券」の額は、各欄の区分に応じ、その額を原通貨で記入する。この場合において本邦通貨又は本邦通貨建てのものにあっては 10 万円未満の額を、また外国通貨又は外国通貨建てのものにあっては 10 万円相当額未満の額をそれぞれ切り捨てて記入して差し支えない。 (4) ～ (5) (同左) (6) 1の(1)「合計金額」欄は、100 万円未満の額は切り捨てた上で記入する。この場合において、外国通貨若しくは外国通貨をもって表示される支払手段等を本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、申告の対象となる支払手段等を輸出し、又は輸入しようとする日において適用される外国為替相場を用いて行う。 なお、申告者の利便に供するため、当該外国為替相場を申告書の受理場所に備え付けておくとともに、インターネットを利用して閲覧に供しておくこと。

新旧対照表
 【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
 （注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(7) ～ (9) (省略)	(7) ～ (9) (同左)

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
(裏面) 〔記入要領〕 - 様式中の□の該当欄にチェックをしてください。 - 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 - 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 - 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 - 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 - 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 - 合計金額は、100 万円（*）未満を切り捨てた上で、記入してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円 - 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 - 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 - 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 （「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。） 〔留意事項〕 携帯して、100 万円（*）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。 * 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円	(裏面) 〔記入要領〕 - 様式中の□の該当欄にチェックをしてください。 - 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 - 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 - 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 - 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 - 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の額は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 - 合計金額は、100 万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 - 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 - 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 - 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 （「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。） 〔留意事項〕 携帯して、100 万円（*）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。

【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成20年5月22日財関第591号）】

改正前

– 6 –

新旧対照表
【支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成 20 年 5 月 22 日財関第 591 号）】
（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
（裏面） 〔記入要領〕 - 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 - 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 - 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 - 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 - 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 - 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 - 合計金額は、100 万円（*）未満を切り捨てた上で、記入してください。* 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円 - 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 - 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 - 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 （「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。） 〔留意事項〕 携帯して、100 万円（*）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。 * 北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は 10 万円	（裏面） 〔記入要領〕 - 様式中の口の該当欄にチェックをしてください。 - 氏名は楷書で丁寧に御記入ください。 - 支払手段又は証券の金額は、以下のようにしてください。 - 支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額 - 証券（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、申告しようとする日の時価、帳簿価額又は取得価額のいずれか大きい額 - 現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入してください。 なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入してください。 - 合計金額は、100 万円未満を切り捨てた上で、記入してください。 - 外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条に規定する外国為替相場を用いてください。 - 貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入してください。 「3 輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「申告の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本申告書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。 - 作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ねください。 （「その他の事項」欄に記入される方は、1 枚目（税関用）及び 2 枚目（申告者用）の両方に記入願います。） 〔留意事項〕 携帯して、100 万円（*）相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は 1 キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づき、この様式による申告書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に申告の必要があります（申告をしないで又は虚偽の申告をして輸出又は輸入をした（しようとした）場合には関税法違反として罰則が科されることがあります。）。